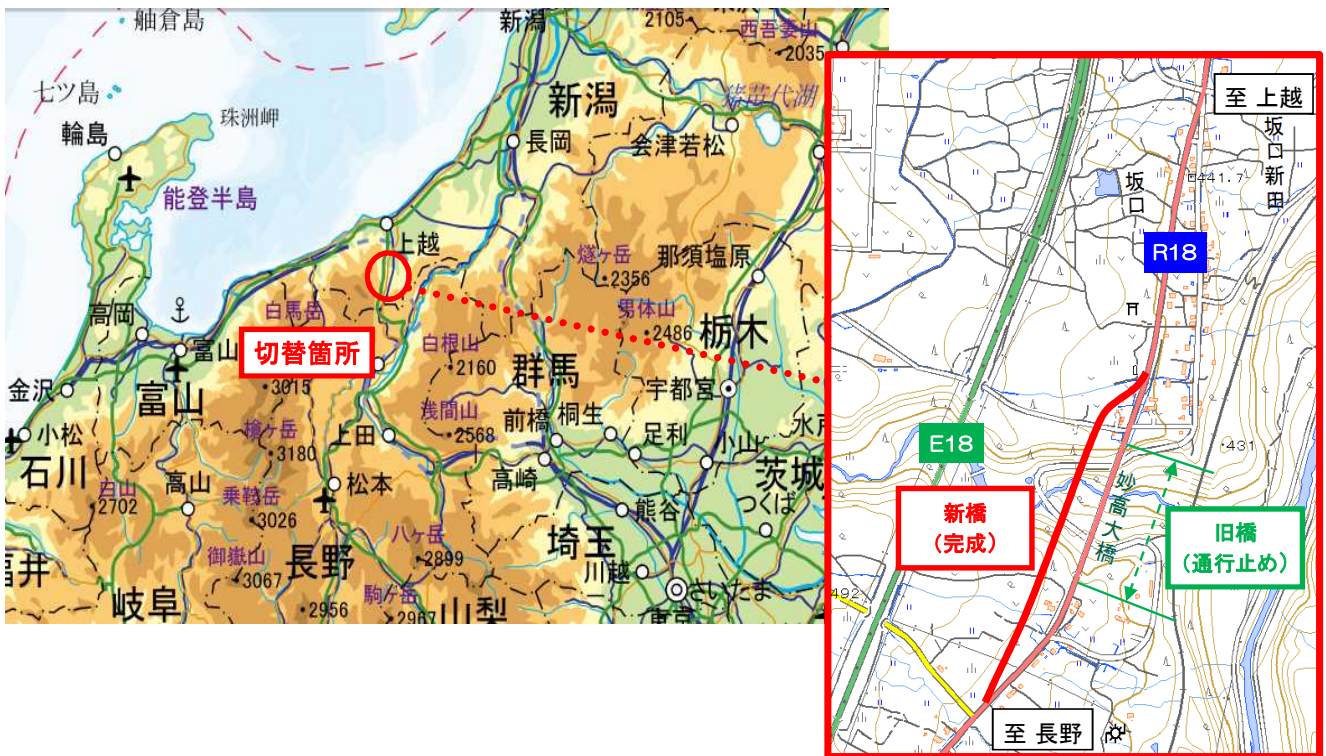


みょう こう おお はし

国道18号 妙高大橋 特殊車両の通行について

- ・新潟県妙高市の国道18号妙高大橋においては老朽化により新橋への架替工事を進めていましたが、妙高大橋の新橋完成に伴い下記日時から新橋通行となりますのでお知らせします。
- ・新橋への通行切り替えにより、旧橋は全車両通行禁止となり、旧橋に設定されていた総重量44 tを超える特殊車両の規制は解除となります。

1. 切替場所 にいがたけん みょうこうし ふたまた 新潟県妙高市二俣～さかぐちしんでん 同市坂口新田 地先
2. 切替日時 令和3年8月3日(火) 14時



3. 特殊車両通行許可申請に入力されても新橋データは反映されていないので、当分の間、通行規制の表示が出力されます。

◎お問い合わせ先

国土交通省 高田河川国道事務所 TEL 025-523-3136(代)
道路管理第一課 TEL 025-521-4557(特車)